

令和7年8月22日

福津市議会  
議長 高山 賢二 様

市民福祉委員会  
委員長 秦 浩

## 市民福祉委員会報告書

令和7年第5回福津市議会定例会において、議決を受けておりました閉会中の所管事務調査について、その調査結果を会議規則第110条の規定により、下記のとおり報告いたします。

### 記

#### 1. 調査事項

保育の現状と課題

#### 2. 期日

令和7年8月4日（月）

#### 3. 調査にあたって

待機児童や保育士不足、今後実施することも誰でも通園制度の具体化など、さまざまな課題がある中、より良い保育環境実現のために以下の3点について調査を行った。

- （1）待機児童と保育士不足
- （2）こども誰でも通園制度の実施
- （3）保育事業所に対する監査

#### 4. 調査結果

##### （1）待機児童と保育士不足

平成31年度の認可保育所・認定こども園・地域型保育施設の合計定員数は1,311人、入所者数は1,388人だったが、その後、施設整備を行い、令和7年度は定員数1,839人、入所者数1,767人となっている。施設整備により定員数は増加したが、保育士不足のため、令和3年度以降は定員数を下回る入所者数となっている。また、常勤の保育士も令和7年度は減少している。

待機児童数(4月1日時点)は、平成31年度が法定124人、法定外38人であったものが、施設整備を行った令和3年度は法定16人、法定外63人、令和7年度は法定0人、法定外141人となっている。

市内の対象児童数(0歳～5歳児)は令和2年度の4,617人をピークに減少に

転じ令和7年度は4,020人だが、保育所利用率の伸長(平成31年度31%→令和7年度44%)で、今後も需要が高まると予想される。

また、待機児童数はいずれも4月1日時点であり、その後の転入や復職などで時間の経過とともに増加し、年度末には100人程度になる傾向である。令和7年度は年度当初は法定待機0人であったが、すでに7月1日においては法定待機が46人となっている。待機児童を年齢別にみると、3号(0歳～2歳児)が多い傾向となっている。

待機児童が発生している主な要因は保育士不足であり、施設定員までの入所児童受け入れができない施設が複数存在している。保育士不足の原因は給与等の待遇面や立地、事業所内の人間関係等がある。そのため、市の対策として7つの施策(処遇改善の推進、職場環境の改善、保育士宿舍借り上げ支援事業、潜在保育士実習、第三者評価受審促進事業補助金、障害児保育補助事業、保育士応援支援事業)を継続して実施する計画であるが、潜在保育士の掘り起こしや定着に向けた施策に重きを置いている実情がある。

保育士不足の施設数は、令和元年度2施設であったものが、令和4年度の9施設をピークに、令和6年度6施設、令和7年度5施設と推移している。

## (2) こども誰でも通園制度の実施

こども誰でも通園制度について、本市での実施方法を検討しているが、国の指針(利用時間や単価など)が10月頃に示される予定のため、その後認可・確認規定等を策定し、各園に実施可能か聴取する予定である。但し、待機児童が発生しているため、まずは公立大和保育所での実施を予定している。私立園については、待機児童解消の優先度を踏まえつつ今後調整していく予定である。

本年の12月には実施施設の確定や周知を行い、来年の1月には利用申請の受付を開始する予定である。現時点での利用見込みは、先行自治体の利用実態がそれほど多くない傾向であることから、対象児の2割程度と考えている。

制度の類似性がある「一時預かり制度」との差別化については、面談時等に制度の主旨を説明し、利用目的に応じた制度の利用を促していく方針である。

## (3) 保育事業所に対する監査

一般監査については、認可保育所に対して県主体で行う「認可制度に基づく指導監査」と市主体で行う「確認制度に基づく指導監査」があり、平成29年度から福岡県と合同で年1回実施している。令和4年度から一般監査の実施方法を標準型、安全重視型、安全管理重点確認監査の三類型とし、各施設がいずれかの類型による監査対象となるかは、県が無作為に選定し通知している。

地域型保育事業所及び認定こども園への指導監査については、県が作成した合同監査の資料に従って市が実施している。年次の一般監査では、監査調書を基に実地により確認した監査項目について適宜指導を行っている。

近年、全国的に保育所等における不適切な保育に関する事案等が発生している

ことから、乳幼児の安全管理や適切な保育・支援の実施に関する項目については、優先的かつ重点的な確認を行い、必要に応じた改善指導を行っている。指導内容は施設ごとに様々で、毎年度類似する指導項目がある施設もある。指導項目数は多い施設もあれば、殆ど無い施設もある。指摘事項については指導を行い翌年度には解消するよう求めているが、なかなか進んでいない施設もあるというところが課題である。監査時に提出を求める書類には労働基準法関係書類があるが、提出を求める書類についての労働基準法の認識に懸念が残る結果となった。

特別指導監査では、保育所において死亡事故等の重大事故が発生した場合や乳幼児の生命・心身・財産に重大な被害が生じるおそれがある場合に実施されるが、令和元年度以降に本市の保育施設では実施されていない。

## 5. 委員会からの提言

### (1) 待機児童と保育士不足

児童福祉法の市町村の責務や第1期福津市こども計画に照らし、法定待機の解消は当然の課題であり、新たな施設整備が困難ならば、解消をはかるべき明確な対策が必要である。

待機児童の主な原因である保育士不足の解消については、現状の7つの対策の充実や工夫(例えば、潜在保育士実習において私立園と直接結びつくような取り組みの工夫など)が求められる。

また、法定外待機は、「企業主導型保育施設」入所者や「きょうだい児が通う特定の園を希望」など当然と考えられる要望によって待機となっている児童も含まれている。しかし、実態が見えにくいので、可能な範囲で現状把握に努めるべきである。

### (2) こども誰でも通園制度の実施

こども誰でも通園制度は、先行的に試行実施自治体の調査や本市の事業者を含めた検討会などを実施した上で、具体的な運用基準が必要である。

こども誰でも通園制度は、保育の空き枠を有効に活用する運用が基本だが、待機児童が発生している本市では状況が大きく異なっている。よって制度の範囲内で本市の状況でも実施可能な制度設計が必要だが、それが難しい場合は、実施可能な制度設計に向けた国への要望も必要である。

### (3) 保育事業所に対する監査

監査項目は多岐にわたり、子ども・子育て支援法や児童福祉法だけでなく労働基準法や消防法など多くの知識が必要となる。限られた期間と人員で監査を実施していくのは大変かと感じるが、適切な監査や改善指導を行うためには監査項目に関わる最低限の知識を補うために法的知識の強化が必要ではないかと考える。また、一般監査で毎年度類似する指導項目がある施設については、改善を事業者を求めるだけでなく、事業者に寄り添い共に改善策を考えることも必要である。